

経済産業大臣 梶山弘志 殿
環境大臣 小泉進次郎 殿

三恵バイオマス発電所悪臭騒音対策要望書

1. 要望の目的

近隣住民の健全な暮らしに多大な被害をもたらしているパーム油を燃料としたバイオマス発電所から発せられる悪臭と騒音に対し、その改善がなされないまま3年が経とうとしています。経済産業省や環境省のしかるべき人達が現場に来て頂きこれまで行われてきたこの問題につき詳細な調査をして頂きたい。そして資源エネルギー庁発行のガイドラインに書かれてある“地域住民の理解を得て”を無視して事業を行っている事業者の現状について正して頂き国民からの賦課金制度で維持されている再生可能エネルギー事業のあるべき姿に戻して頂きたいと重ねてお願ひします。

2. 人権侵害は許されません。 住民説明会での約束違反

2017年6月21日に発電事業者と地元自治会にて協定書を交わし、その第1条で協定書の目的として“近隣住民の健全で快適な環境保全に努める。”としました。協定書を締結後2017年6月30日よりパーム油を燃料としてバイオマス発電所が稼働開始しました。

2017年2月2日に事前に開かれた住民説明会では、防音壁の設置を要望しましたが具体的な外壁の構造図を示され、屋外の騒音については50dB以下に出来ると表明されました。ただ稼働が始まると近接住宅地には24時間、昼夜を問わず重低音が響き渡り、市の環境部門との実地測定では73dBの音が出ている事が判明しました。（2019年4月23日測定）

また、発電事業者からは、臭いは植物油特有の軽く甘い感じの臭いで問題にはならないレベルとの説明でしたが風向きにより油が焦げたような耐え難い頭痛と吐気をもよおす臭いを広範囲に漂わせています。臭気指数の測定では排気口45、敷地境界16という結果からも臭気指数規制を採用している地方自治体では出来ない事業である事も判明しました。

福知山市には臭気指数規制が無い事を理由にやりたい放題です。

更に住民説明会で“近隣住民には迷惑を掛けない姿勢で進める”と説明がありましたが国道9号線のそばである事や準工業地帯であることからもともとの騒音の規制値が高い事もあり、ぎりぎりで国や京都府の基準をクリヤーしている事を強く主張され、この2年半、具体的な効果を感じられる改善には至っていません。すぐ上に位置する長田野工業団地は福知山市と事業者との間で環境協定が結ばれており、我々移住地の規制値よりも規制値が厳しく規定されており、同じ市民として発電所稼働前から長い間そこで生活して来た近隣住民として納得出来ません。

そのような中、住民の中には、睡眠不足、頭痛、吐き気、嘔吐等による精神的な苦痛が生じ精神不安定等の健康被害が出ています。強い頭痛により病院

で診察を受けられている方は、処方される鎮静剤では効果が無く、医師からは「引っ越すしかない」言われたが家を購入したばかりでそれも出来ず、昼間は小さなお子様を連れて遠く離れて過ごす事を余儀なくされています。またイライラによるストレスから家族間のもめ事も増え、ここにはもう住めないと自宅を売りに出される方も出て来ていますが、このような公害地区では住宅の買い手が付かないのが現実です。事業者は自分たちの営業の権利ばかりを主張され、想定外だった、協定書で交わした以前の状態に戻すことは会社を潰すことになるので出来ないとか、健康被害をゼロには出来ないなど本来、国が補助をすべき再生可能エネルギー事業とは全くかけ離れた事業を展開されています。

具体的な健康被害が出ている以上、早急に稼働を一旦停止し、悪臭・騒音の改善を行いながら、住民と話し合いを進め、合意を得てから再稼働を行うよう事業者にご指導して頂きたい。私達住民は決して何も悪くありません。これまで幾度となく事業者からは“改善する”を繰り返され期待もしていましたがもう我慢の限界を超えてしました。

最後に、FIT 法で国民から賦課金を徴収し、20 年間電力固定買取制度で保証されている事業として近隣住民の理解を得るどころか、住民説明会で嘘の説明をしてまで事業を行う事は許されない行為であると思います。

この我々の指摘に対して事業者は住民説明会で言った事は認めましたが国の基準を満たしている以上住民説明会での言質をもって責任を問う事は出来ないと言われます。事業者の三恵観光（株）と設計施工会社の（株）ヨネダ、実質運営会社の（株）日本バイオディーゼル社の 3 社が説明会に来て近隣住民を前にして環境は悪化させないと表明された事は今更言い逃れ出来ないと考えています。

私達近隣住民は賦課金を徴収され、そこで発電された電気を使わされ、そこから発せられる悪臭と騒音で 24 時間 365 日苦痛を与えられているこの現状について国として我々の生活環境の実態把握により改善を求める事はもとより、資源エネルギー庁発行の事業計画ガイドラインが有名無実化している現状認識から単なる努力義務ではなく、事業者が責任と義務により近隣住民に配慮して事業を行うような遵守事項に変えて頂き、このような事が二度と起らないような仕組みに変えて頂きたいとお願いする次第です。

以上

三恵バイオマス発電所
悪臭騒音対策会議
委員長 三谷義臣
2020 年 1 月 30 日

下記補足資料

資料1

バイオマス発電所と住宅街

NO.4



資料2

住民説明会 約束事項

①騒音への懸念 1

新潟の工業団地で1号を試験的に立ち上げたが
トタン板1枚で20dBダウンした。資料の外壁構造の
採用で屋外MAX50dB以下に出来る 実績が有る

②騒音への懸念 2

若しMAX50dB以下に出来なかつたら、事業者が責
任をもって対応するとも表明 事業者とは三恵観光

③臭気への懸念

バーム油特有の軽く甘い感じの香りはあるかも知れ
ないが、問題にならないレベルと判断している。

④基本姿勢

近隣の方々には迷惑をかけないという姿勢で対応する。

上記の約束事が我々近隣住民の要望の原点

資料 3

協定書 (2017年6月21日締結)

第1条 この協定は、乙が発電事業操業に伴う環境負荷の低減を図り、近隣住民の健全で快適な環境を保全することを目的とする。

(悪臭防止対策)

第2条 乙は、事業場から発生する悪臭を防止する為、適切な対策に努める。

資料 4

近隣住民健康被害アンケート調査

NO17

令和元年8月8日 バイオマス発電所悪臭騒音対策推進委員会

三恵バイオマス発電所の騒音・悪臭による健康被害調査中間報告書調査地区は東区3丁目及び4丁目の
136軒の訪問聞き取り調査を行った。3丁目54軒 4丁目82軒(答えて頂いた方のみの現状件数)

| 調査期間 令和元年6月27日～8月3日 (合計136軒) | | | |
|---|-----|---|------------------------|
| ※ 悪いによる被害 (悪臭) | | ※ 騒音による被害 (ゴーと鳴り響く音・重低音) | |
| 1 : 頭痛・めまい・吐き気・嘔吐・食欲不振 (医師の診断書1名) | 12件 | 1 : 騒音のため窓を閉める。 2 : 窓(雨戸)閉めても寝付きが悪い不眠 3 : 使用出来ない部屋(寝室変更含めて)がある。 4 : 騒音を消すためテレビは大音量でないと見られない。 (わざと一晩中テレビはつけている方もある) | 21件 14件 9件 3件 |
| 2 : 息が開けられない(部屋に臭いがこもる) | 23件 | 5 : 騒音を消すため家にいる時は音楽を流している。 6 : 仕事をしている時は雨戸を閉めるが集中出来ない。 7 : 騒音が耳にこびりついで気になる⇒ストレス・精神不安52件 8 : 無理やり眠りたい為に深酒をしている。 9 : 夜中や朝方起きるとエンジン音でそのまま眠事が出来ない。 朝方1時から4時の間に目が覚めてからエンジン音が気になり、 再び眠ることが出来ない。 データ有り | (2件)以上 |
| 3 : 洗濯物を外で干す事を躊躇する。 | 7件 | 10 : 昼間に眩暈がする。 眩暈の為部屋の中で転んでしまった。 MRI検査を行ったが脳の異常は無かった。 | |
| 4 : 子供への影響が心配・不安 | 8件 | 11 : 夜間勤務から帰ってきてても眠事が出来ず交通事故を起こして しまった。 (全体的な事) | |
| 5 : アレルギー性鼻炎がひどくなつた(以前は季節的だったが ここ1年半は慢性的)(発電所稼働後鼻炎症状発症) | 5件 | 12 : 悪臭騒音からくるストレスで、家庭内不和などの悪影響も発生 している。 | |
| 6 : 眼がイガイガ・ガラガラ症状 | 3件 | | |
| 7 : 喘息が酷くなつた(外出時マスク持参必要) | 2件 | | |
| 8 : 自がしょぼしょぼする。 | 1件 | | |
| 9 : 換気扉を開けると臭いが入るので使用できない。 | 1件 | | |
| 10 : 咳き込むと止まらない。 | 1件 | | |
| 11 : 悪臭を感じて気分不快、ストレスを感じる。 (幼児2件 小学生3件 高校生2件 年齢も広範囲) | 75件 | | |
| 悪臭を感じている人は広範囲に及び、年齢も幼児から老人まで 広がっている。 (円覚寺 土師南地区 土師宮町) | | | |

資料 5

NO21

臭気指数規制を導入している都道府県市町村

関西地区市町村の臭気指数規制値 敷地境界規制値 市町村全域（基準値10）

大阪市 大津市 堺市 岸和田市 吹田市 高槻市 貝塚市 泉佐野市 松原市 高石市 泉南市 熊取町 田尻市 岬町 阪南市 気にならない

| 各都道府県 市町村名 | 富 城 県 | 横 浜 市 | 大 津 市 | 春 日 井 市 | 北 海 道 | 福 島 県 | 栃 木 県 | 大 分 県 | 福 岡 市 | 小 牧 市 | 郡 山 市 | 京 都 市 | 三 恵 バイ オ | 目標 値 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|------------------|
| 施 行 年 月 | 昭和41年 4月 | 昭和57年 4月 | 昭和59年 5月 | 昭和59年 7月 | 昭和62年 7月 | 平成元年 4月 | 平成 5 年 4月 | 平成 7 年 6月 | 平成10年 3月 | 平成11年 3月 | 平成21年 5月 | 4/23 測定値 | | |
| 測 定 方 法 | 5点比較 | 3点比較 | 同左 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 対 象 地 域 | 全域 | 全域 | 全域 | 全域 | 規制地域 | 全域 | 全域 | 全域 | 全域 | 全域 | 全域 | 京北以外 | 住宅街 | |
| 対象 発生源 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 全業種 | 近隣地区 | | |
| 規 制 基 準 | | | | | | | | | | | | | | |
| 敷地境界 | 第1種 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 16 | 10 気にならない レベル |
| | 第2種 | 10 | 17 | 10 | 13 | 14 | 15 | 14 | 10 | 10 | 13 | 15 | 10 | |
| 排 出 口 | 第1種 | 30 | 20 | 30 | 25 | 30 | 28 | 24 | 25 | 25 | 25 | 30.5 | 28 | 45 気にならない レベル |
| | 第2種 | 30 | 40 | 30 | 30 | 34 | 33 | 29 | 25 | 25 | 27 | 32.5 | 28 | |

ポイント

三恵バイオマス発電所の臭気指数 惡臭レベル

住宅地に隣接している地域での敷地境界での規制値

すべての地域で臭気指数10以下

排出口での臭気指数規制値は煙突の高さ30m以下で

京都市（京北町除く）臭気指数28以下

資料 6

資源エネルギー庁 事業計画ガイドライン (第2章第2節4項)

設計・施工にあたり①発電設備等からの臭気により
地域住民の生活に支障が出ないよう配慮する事。また
発電設備の②稼働音等が地域住民や周辺環境に影響
を与えないよう適切な措置を講ずるように努めること。
さらに③ばい煙が発生する場合には、大気環境への影
響を低減する適切な措置を講ずるように努めること。

資料 7

